

もっと知りたい  
税のこと

令和7年7月  
財務省

# 目次 CONTENTS

1	1 「税」の意義と役割を知ろう…………… 2
	① 「税」は社会の会費 ② 「税」の役割 ③ 「税」の三原則
2	2 「税」の現状を知ろう…………… 4
	① さまざまな「税」 ② 国の税収 ③ 税制の変遷と各税目の特徴
	④ 財政の状況 ⑤ 給付と負担のバランス
3	3 「所得税」を知ろう…………… 10
	① 所得税について ② 主な所得の種類について ③ 主な人的控除について
	④ 所得税の負担の変化
4	4 「相続税」と「贈与税」を知ろう…………… 14
	① 相続税について ② 贈与税について
5	5 「消費税」を知ろう…………… 18
	① 消費税について ② 消費税収の用途について
	③ 消費税の「軽減税率制度」について
6	6 「法人税」を知ろう…………… 22
	① 法人税について ② 法人税率について
7	7 「国際課税」を知ろう…………… 24
	① 国際課税制度について ② 租税条約について
8	8 これからの「税」を考えよう…………… 26

# 1. 「税」の意義と役割を知ろう

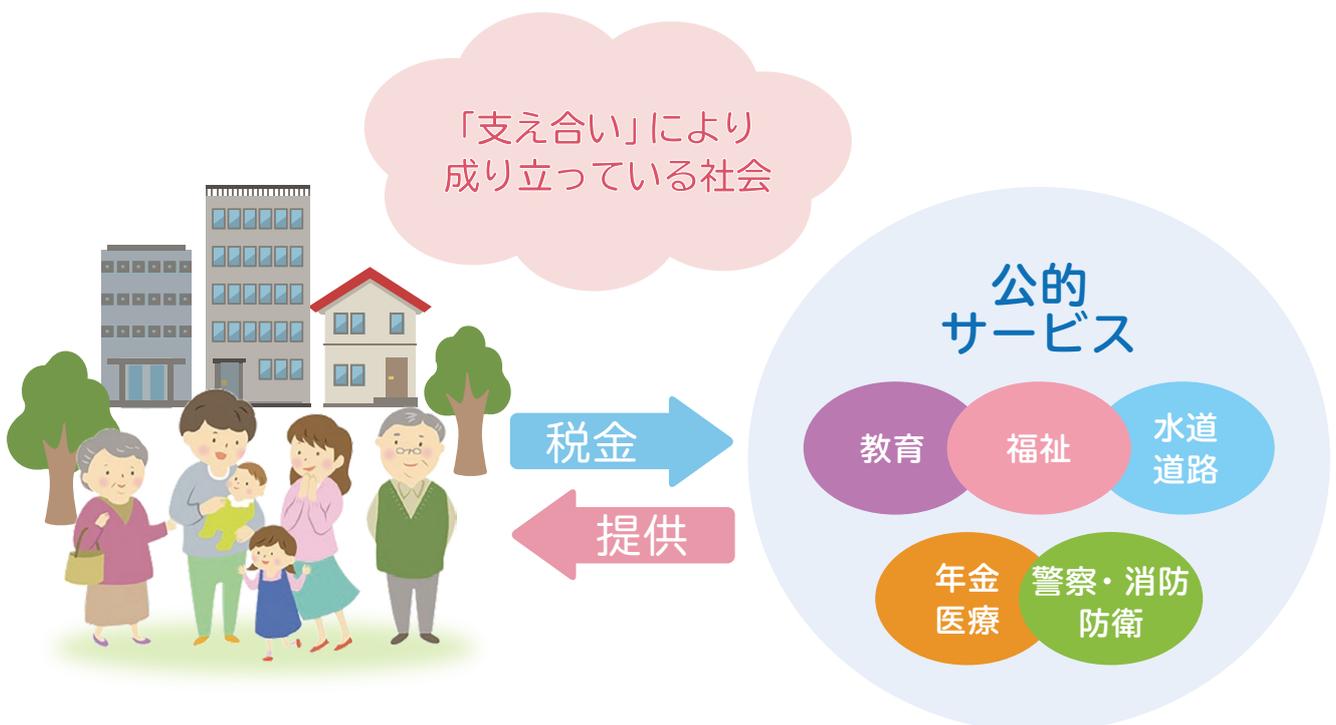
## 1 「税」は社会の会費

年金、医療などの社会保障や、水道、道路などの社会資本、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしには欠かせないものですが、その提供には費用がかかります。

こうした「公的サービス」は、警察や防衛のように、特定の人だけに提供することが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人だけに提供することは社会的に不適當なものであり、市場の民間サービスだけでは、必要な量・水準のサービスが提供されません。

このため、こうしたサービスの費用は、みんなが納める税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、公的サービスの費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「社会の会費」と言えます。



## 2 「税」の役割

### 1 財源調達

税は、「公的サービス」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

### 2 所得再分配

所得税や相続税には、経済力のある人により大きな負担を求める累進性があり、社会保障給付等の歳出とあいまって、所得や資産の再分配を図る役割を果たしています。

### 3 経済安定化

税は、好況期には税収増を通じて総需要を抑制する方向に作用し、不況期には税収減を通じて総需要を刺激する方向に作用することで、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化させます。

## 3 「税」の三原則

### 公平の原則

- ・経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」
- ・経済力のある人により大きな負担を求める「垂直的公平」
- ・近年では「世代間の公平」が一層重要に

### 中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにする

### 簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにする

# 2. 「税」の現状を知ろう

## 1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、①所得に対する税、②消費に対する税、③資産等に対する税があります。

第二は、「課税主体」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市区町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といいます。国税・地方税を合わせて40種類以上あります。

所得に対する税 (所得課税)	消費に対する税 (消費課税)	資産等に対する税 (資産課税等)
<b>所得税、法人税、住民税など</b> 所得(利益)を対象として課税	<b>消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など</b> 物品やサービスの消費等を対象として課税	<b>相続税、贈与税、登録免許税など</b> 資産の取得・保有等を対象として課税

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●特別法人事業税 ●森林環境税 ●復興特別所得税	●住民税 ●事業税	消費課税	●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税	●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税 (環境性能割・種別割) ●軽自動車税 (環境性能割・種別割) ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税
資産課税等	●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税	●不動産取得税 ●固定資産税 ●特別土地保有税 ●法定外普通税 ●事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税 ●共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税 ●法定外目的税			

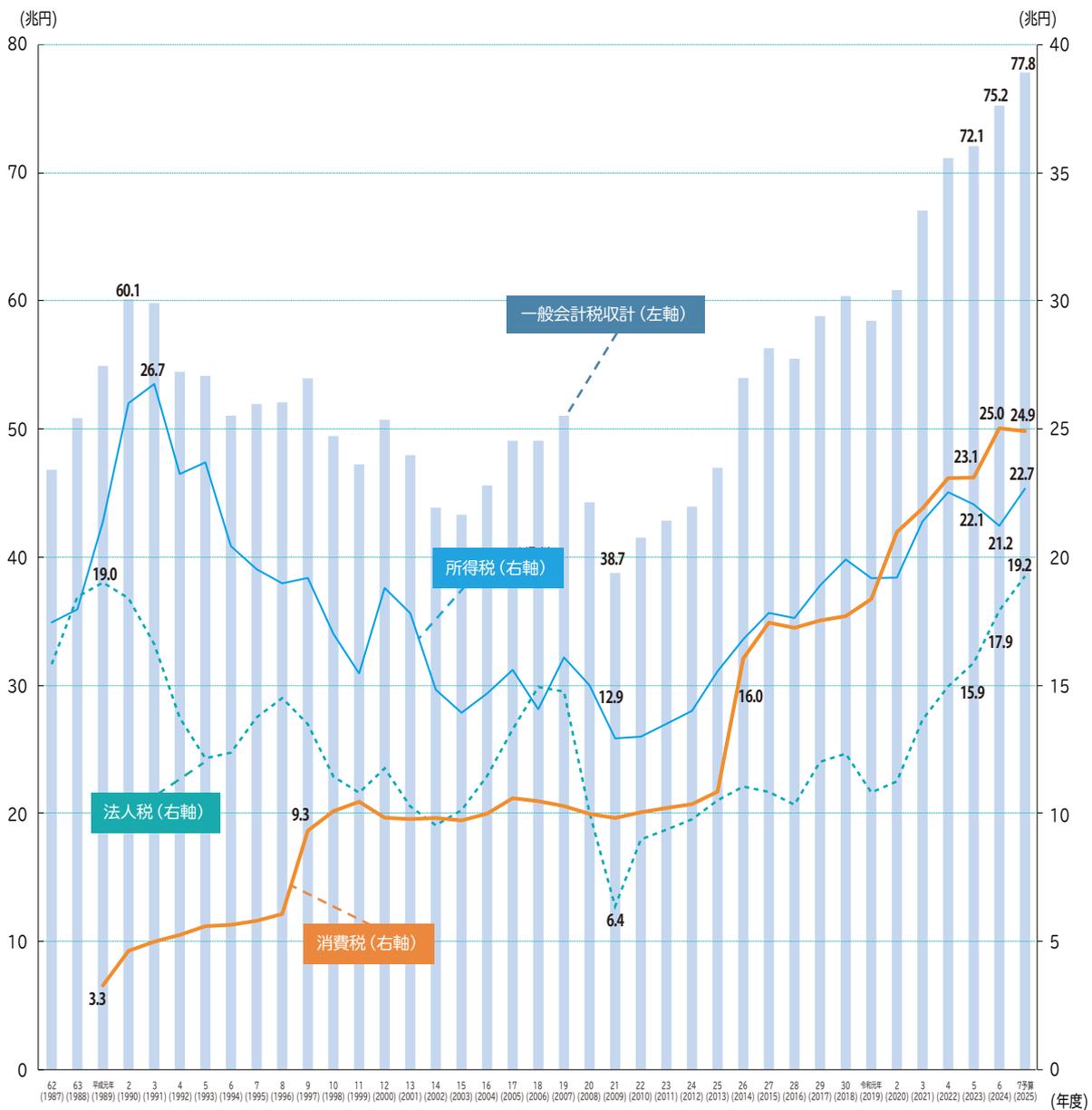
このほか、「誰が税を負担し(実質負担者)、誰が税を納めるか(納税義務者)」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する直接税(所得税など)と、納税義務者と実質負担者が異なる間接税(消費税など)があります。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

## 2 国の税収

国の税収を見てみると、バブル景気のもとで平成2年度には60兆円台となりましたが、景気の低迷や、リーマンショックの影響等により、平成21年度には38.7兆円にまで落ち込みました。その後、景気回復や消費税率の引上げもあって税収は増加し、令和6年度には75.2兆円となっています。

### 国の税収（一般会計分）の推移



1

2

3

4

5

6

7

8

### 3 税制の変遷と各税目の特徴

平成を振り返ると、まず、税体系全体として税負担の公平につなげるため、**個人所得課税等が軽減**されるとともに、消費に広く公平に負担を求める**消費税(3%)**が平成元年(1989年)に創設されました。

その後、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、**個人所得課税の軽減と消費税(以下、地方消費税分含む)の充実(3%⇒5%・平成9年(1997年))**を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、**消費税について、社会保障の財源と位置付け**、平成26年(2014年)に税率が**5%から8%**に、また令和元年(2019年)10月に**8%から10%**に引き上げられました。この間、**所得税については、所得再分配機能を回復する観点から、最高税率等の見直し**が行われたほか、**法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との方針**で改革が進められました。

主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	税収 (令和7年度予算)	特徴
所得税	22.7兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能</li><li>・ 勤労世代(現役世代)が主として負担</li><li>・ 各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能</li></ul> <p>※ 資産性所得(利子、配当、株式や土地の譲渡益等)への課税については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主に(累進課税ではなく)比例税率の分離課税を適用</li><li>・ 勤労世代に限らず資産性所得を得ている者が負担</li></ul>
法人税	19.2兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その国での企業の活動に応じて負担を求めることが可能</li><li>・ 企業の国際競争力などの観点も必要</li><li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されやすい</li></ul>
消費税	24.9兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く負担を分かち合うことが可能</li><li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的</li><li>・ 貯蓄や設備投資等の意思決定に中立的で、企業活動に与える影響も相対的に小さい</li><li>・ 最終消費地で課税を行うとの国際的に共通したルールの下、内外の税率差による国際競争力への影響を遮断することが可能</li></ul>
相続税	3.5兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資産の再分配を行うことを通じ、格差の固定化を防止し、機会の平等を図る役割</li><li>・ 納税者の勤労意欲等に中立的</li></ul>

1

2

3

4

5

6

7

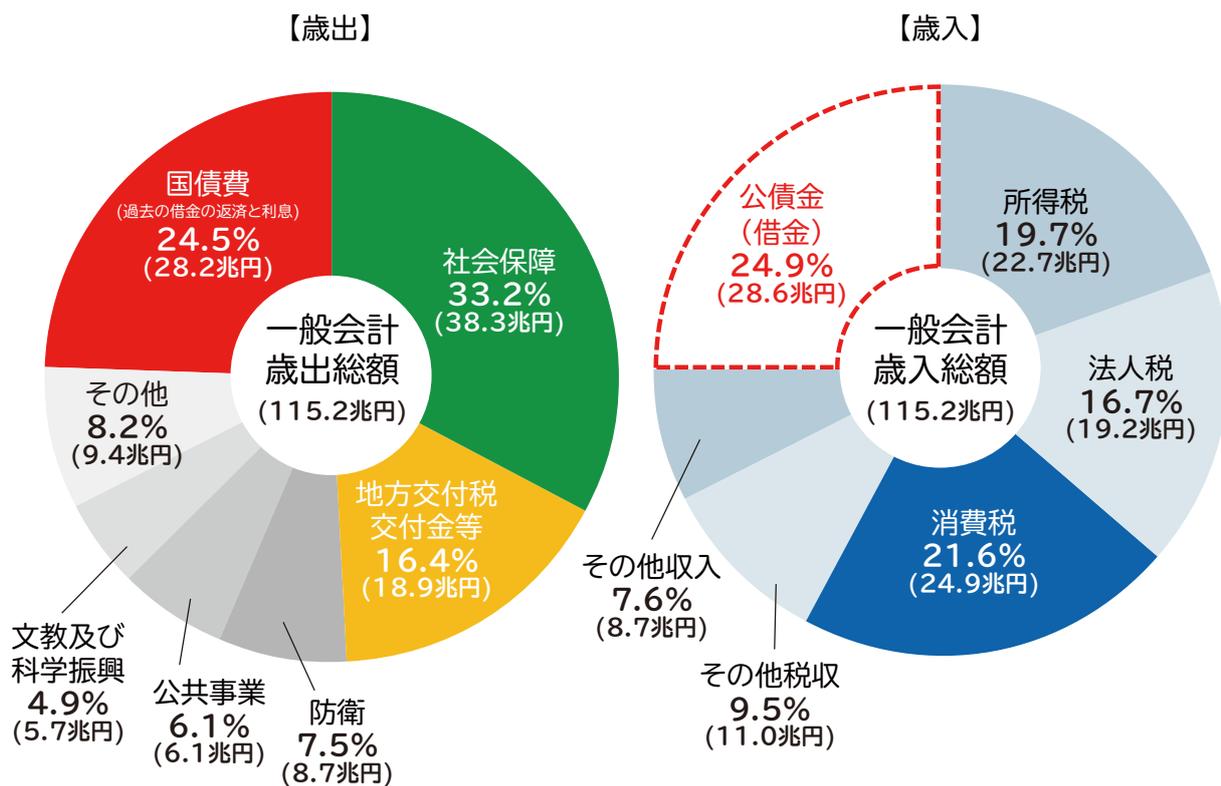
8

## 4 財政の状況

国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費（国債の元利払いに充てられる費用）が増加している一方、その他の政策的な経費の割合が縮小しています。近年の予算では、**社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の約4分の3を占めています。**

令和7年度一般会計歳入のうち、税収は77.8兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収やその他収入で賄うべきですが、令和7年度予算では歳出全体の約4分の3しか賄えておらず、残りは公債金すなわち借金に依存している状況です。

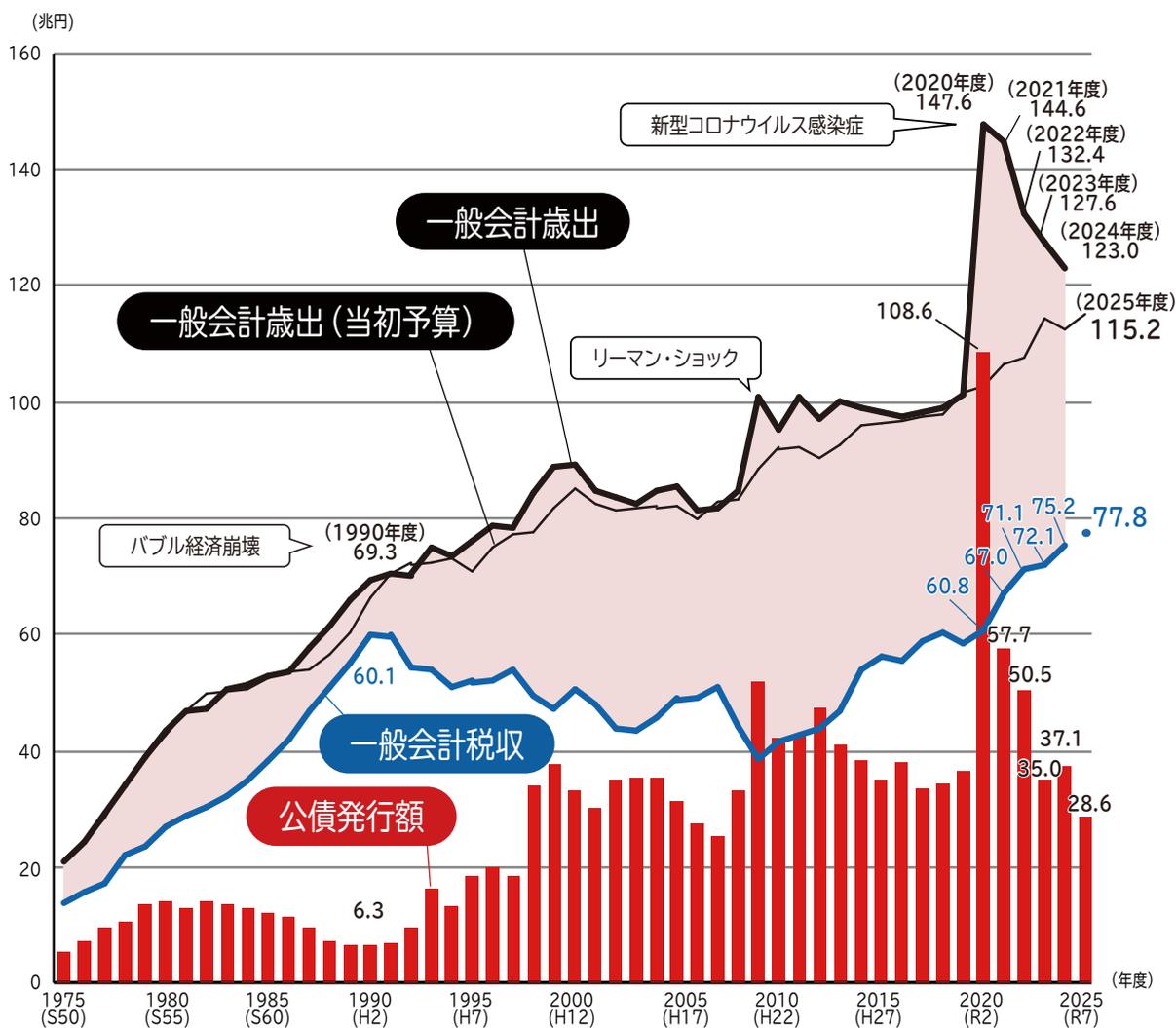
### 令和7年度一般会計歳出・歳入の構成



(注) 歳出の「その他」には、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費 (0.9% (1.0兆円)) が含まれる。

一般会計歳出と一般会計税収との差は大きく開き、その差の多くは借金である国債の発行によって賄われている状況にあり、子や孫の世代へ負担を先送りしています。また、近年、新型コロナや物価高騰等に対して、これまでにない規模の補正予算により対応してきたことから、歳出が拡大しました。現在の税制は高齢化等の影響により拡大する歳出を賄うことができず、財源調達機能を十分に果たせていません。

## 財政の状況



(注) 2023年度までは決算、2024年度は決算見込み、2025年度は予算による。

1

2

3

4

5

6

7

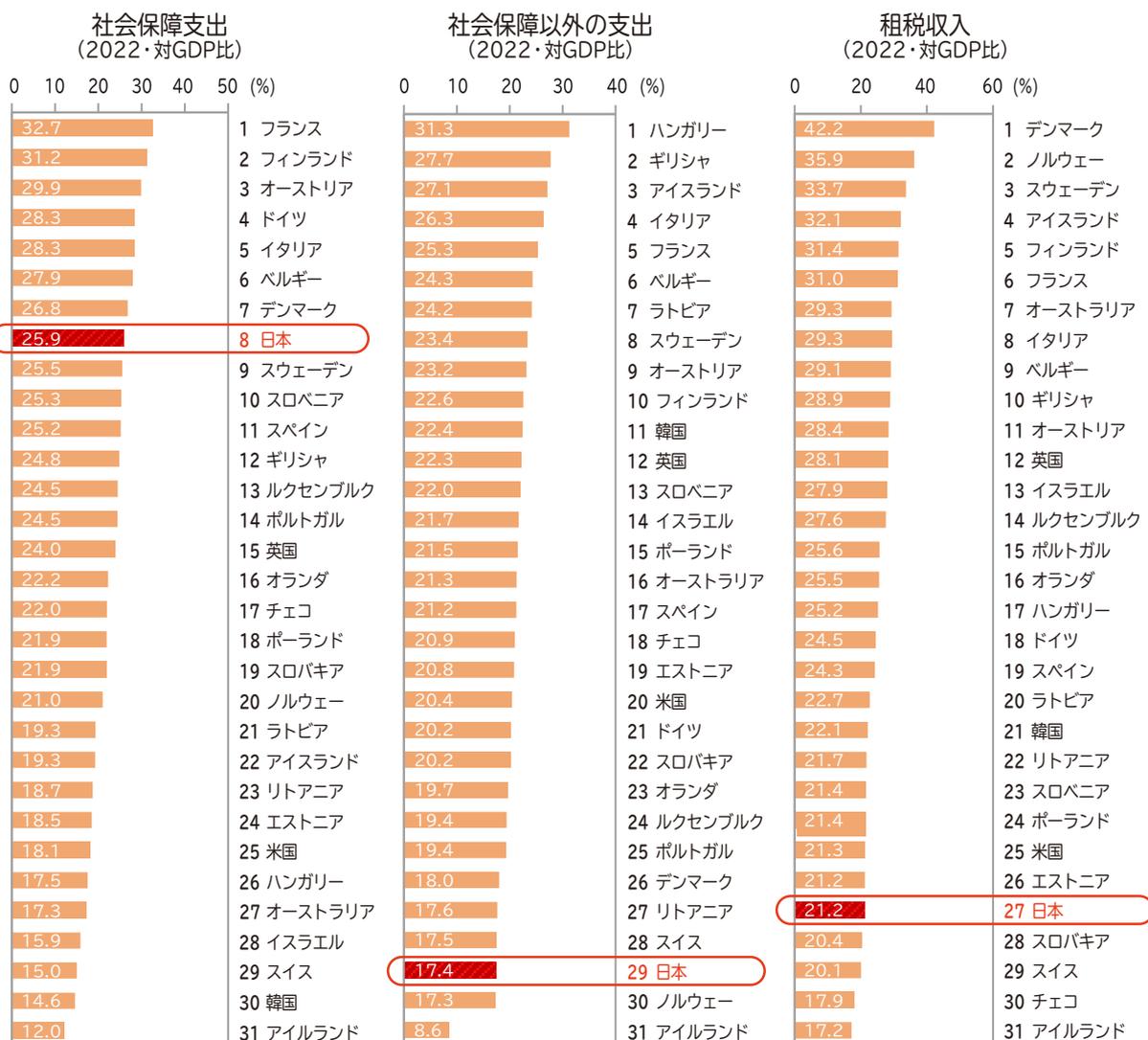
8

## 5 給付と負担のバランス

諸外国と比較すると、日本の税収の規模は対GDP比で国際的に低い水準となっています。支出面については、社会保障以外の支出規模は国際的に低い水準ですが、社会保障支出の規模は中程度の水準となっています。

高齢化等に伴う社会保障の給付の増加と国民の負担の関係について、引き続き、国民全体で議論していく必要があります。

### 給付と負担のバランス



(出所) OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等  
 (注) オーストラリアについては推計による暫定値。それ以外の国は実績値。

# 3. 「所得税」を知ろう

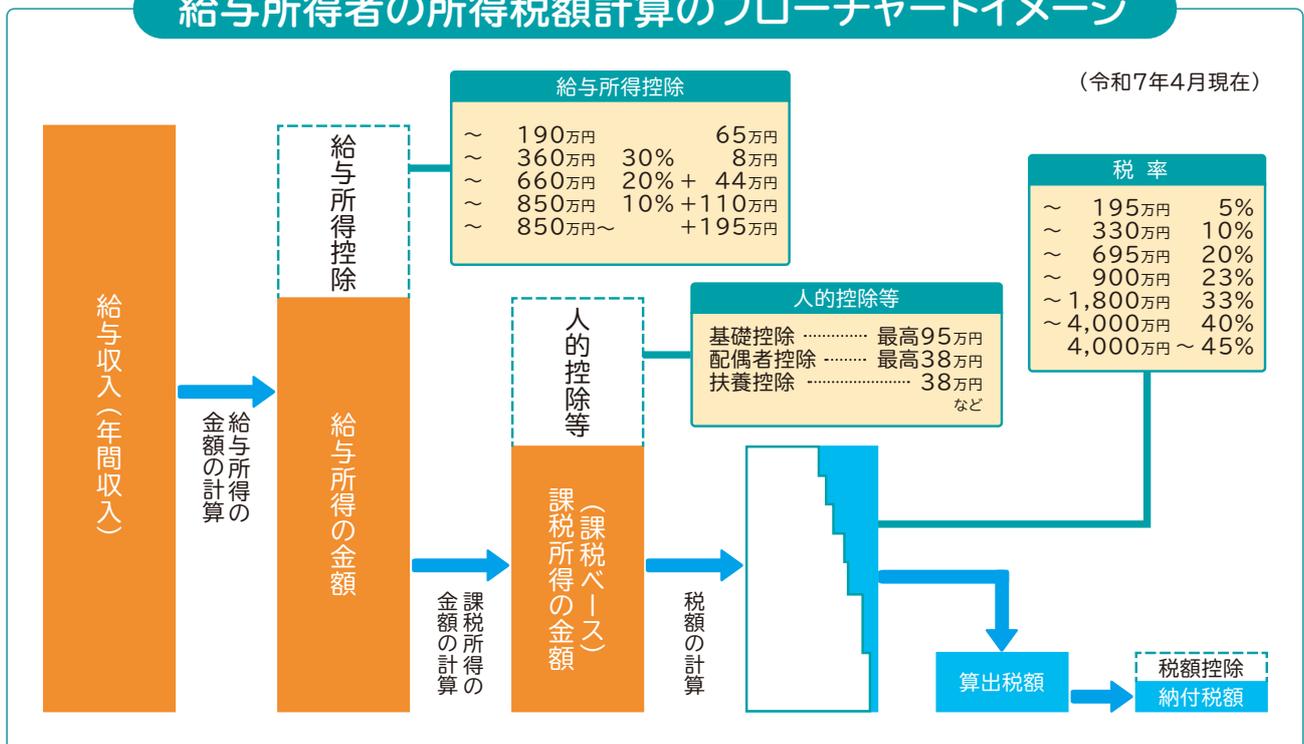
## 1 所得税について

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税金です。例えば、会社員の給与の場合、

- ① 給与収入（年間収入）から給与所得控除を差し引いて**所得金額**を算出した上で、
- ② 税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から**基礎控除、配偶者控除**などの所得控除額を差し引き、
- ③ その残額に対して**超過累進税率**（所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み）を適用して税額を計算します。

このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの事情に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものとなっています。

### 給与所得者の所得税額計算のフローチャートイメージ



## 2 主な所得の種類について

収入には様々なものがありますが、その収入の性質によって次の10種類の所得に分けられます。また、それぞれの所得の性質に応じて、所得の計算方法、課税方式などが定められています。

所得の種類	対 象	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子などに係る所得	源泉分離課税
配当所得	法人から受ける配当などに係る所得	申告不要 総合課税 申告分離課税
不動産所得	不動産や船舶、航空機などの貸付けによる所得	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生ずる所得	総合課税
給与所得	給料、賞与などの所得	総合課税
退職所得	退職手当などの所得	分離課税
山林所得	山林の譲渡などによる所得	分離課税
譲渡所得	資産の譲渡による所得	総合課税(注)
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	総合課税
雑所得	公的年金などの所得 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	総合課税(注)

(注) 一部、分離課税として取り扱われるものがある(株式等の譲渡による所得、土地等の譲渡による所得、先物取引による所得など)。

### 3 主な人的控除について

原則全ての方に適用される基礎控除や、個人の様々な事情（世帯構成など）を踏まえた控除が設けられています。

	対象者	本人の所得要件 (合計所得金額)
基礎的な人的控除	●本人 ※低所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ。	2,500万円以下 (2,350万円超から控除額が逡減)
	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である一定の親族等(扶養親族)を有する者	—
	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え123万円以下である19歳以上23歳未満の親族等(特定親族)を有する者	—
特別な人的控除	●障害者である者 ●障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	500万円以下
	●現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	500万円以下
	●本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	85万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

1

2

3

4

5

6

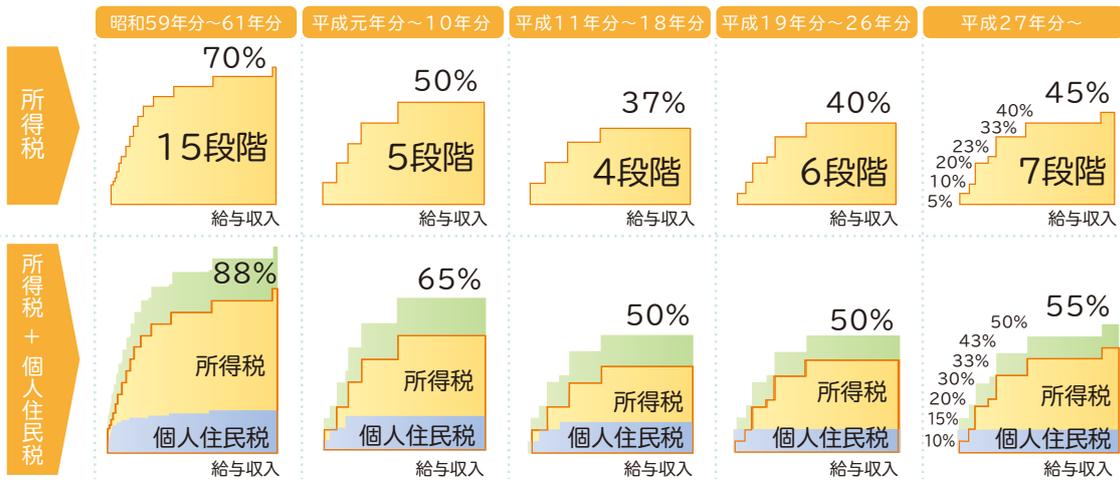
7

8

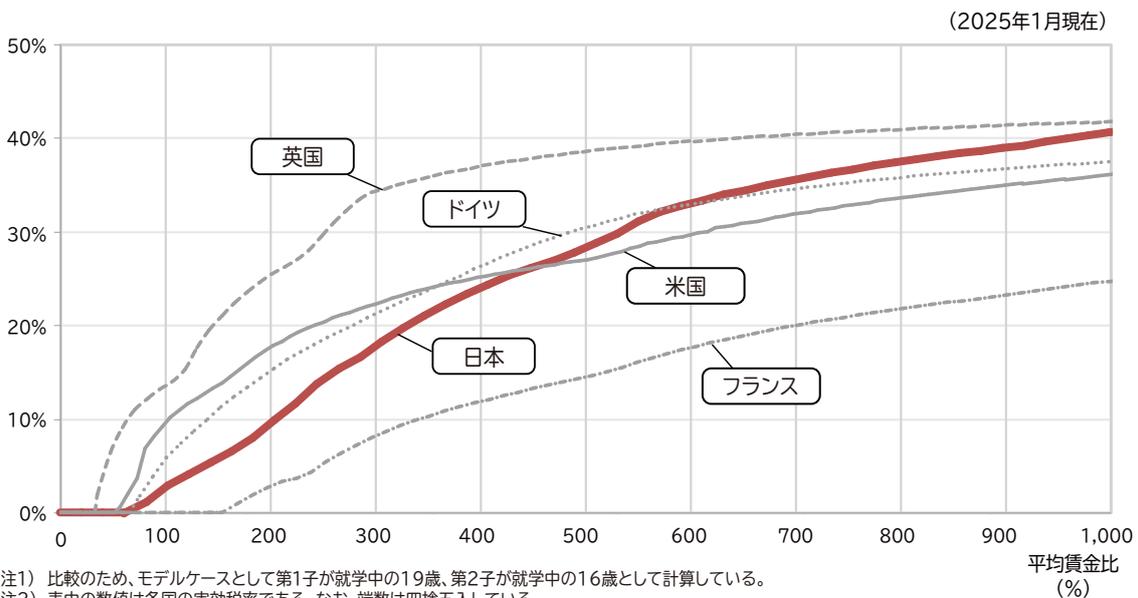
## 4 所得税の負担の変化

所得税の最高税率は、かつて70%（課税所得8,000万円超の部分）でしたが、負担累増感の緩和等を目的として、引き下げられてきました。その後、再分配機能の回復を図るため、平成27年（2015年）分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。

### 個人所得課税の税率などの推移（イメージ図）



### 主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦2人（片働き）の給与所得者）



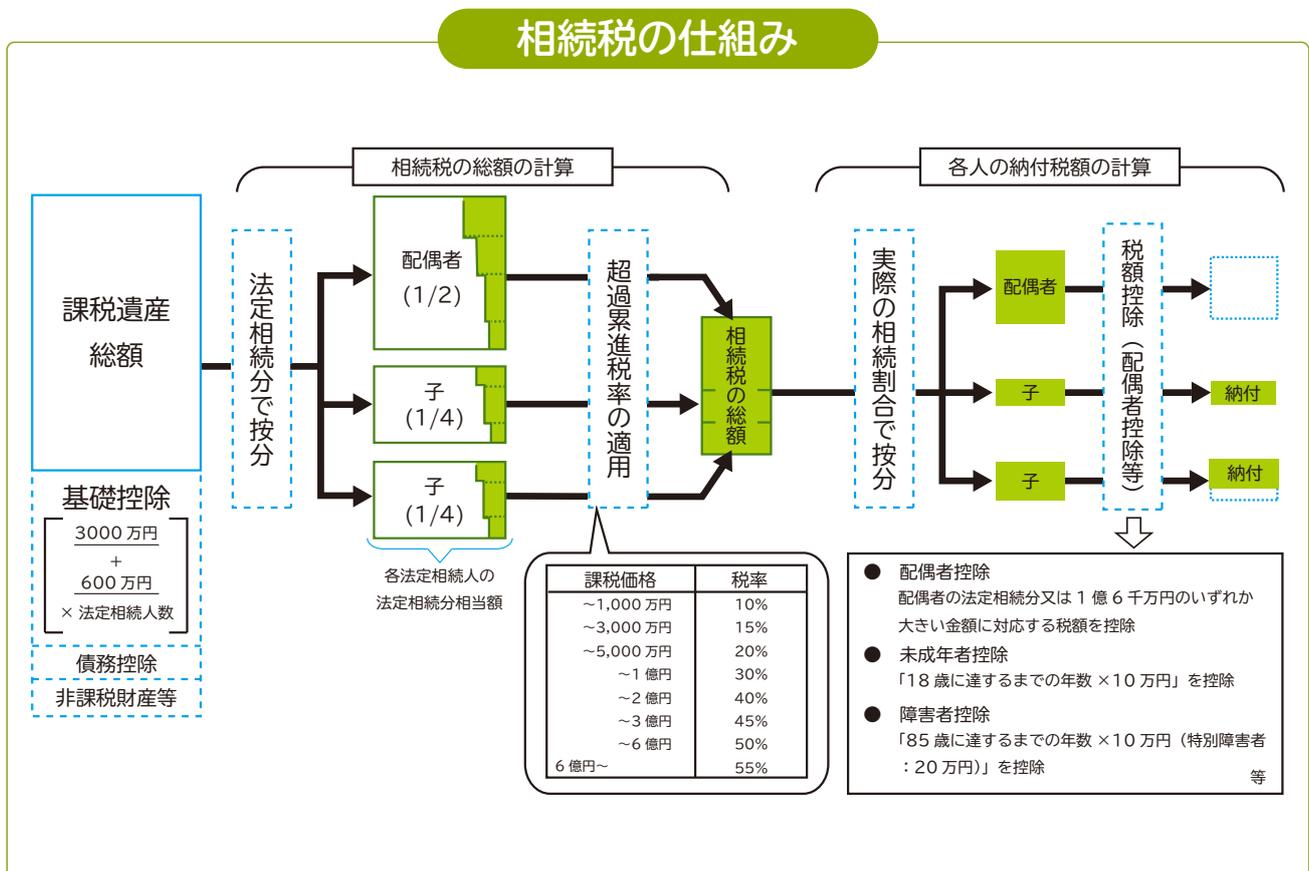
- (注1) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。  
 (注2) 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。  
 (注3) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税、ニューヨーク州所得税及びニューヨーク市所得税が含まれる。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。  
 (注4) 各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算している。  
 (注5) 日本については令和7年度税制改正に基づいている。  
 (備考) 平均賃金はOECD Statによる2023年の数値で、日本：490.6万円、米国：80,115ドル（1,233.8万円）、英国：43,073ポンド（844.2万円）、ドイツ：48,301ユーロ（787.3万円）、フランス：43,592ユーロ（710.5万円）。邦貨換算レート：1ドル=154円、1ポンド=196円、1ユーロ=163円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和7年（2025年）1月中適用）。

# 4. 「相続税」と「贈与税」を知らう

## 1 相続税について

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、**資産の再分配**を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価の上昇に伴い引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課されるのは、亡くなられた方の4%程度に低下し、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

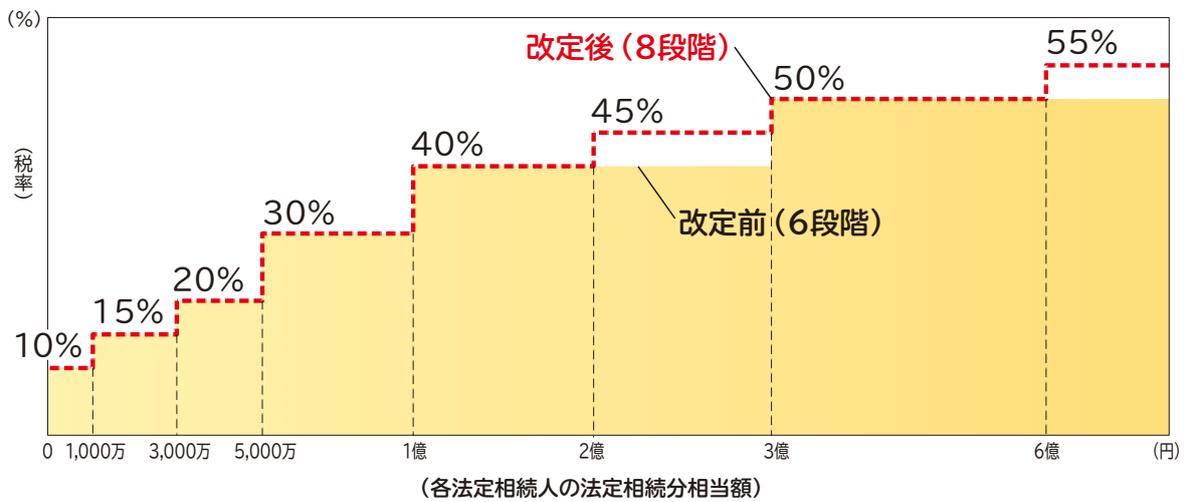
こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しが行われました。

## 相続税の見直し（平成25年度税制改正）

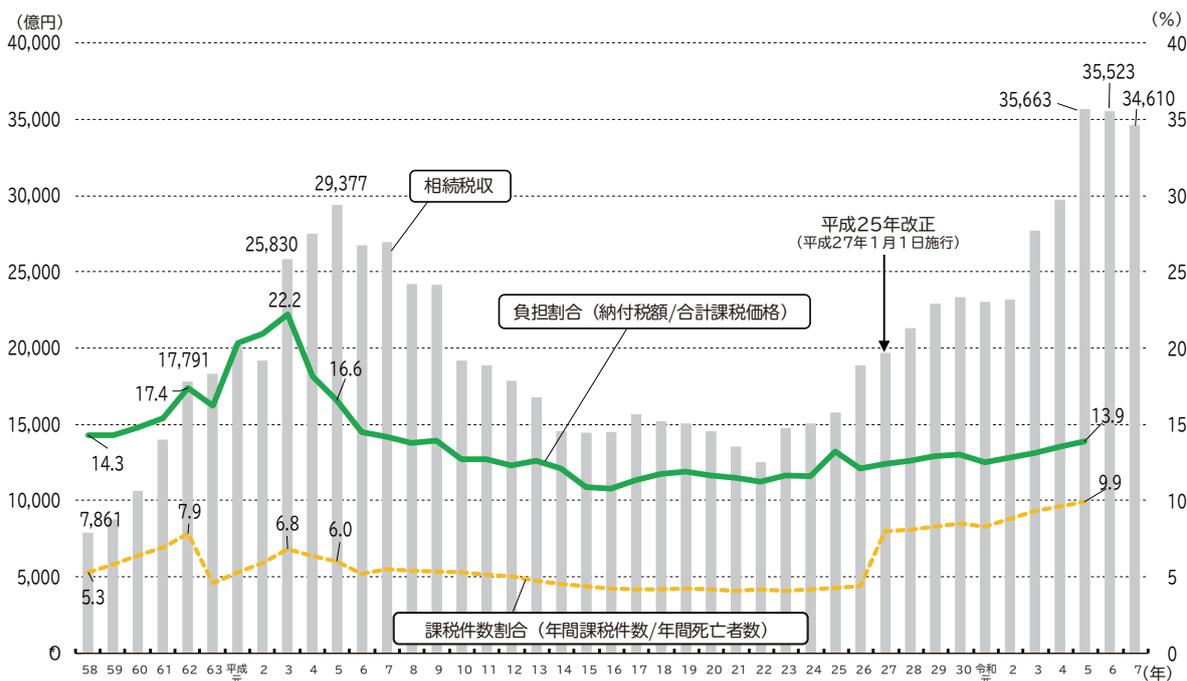
### ・基礎控除の引下げ

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 ▶ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

### ・税率構造の見直し



## 相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移

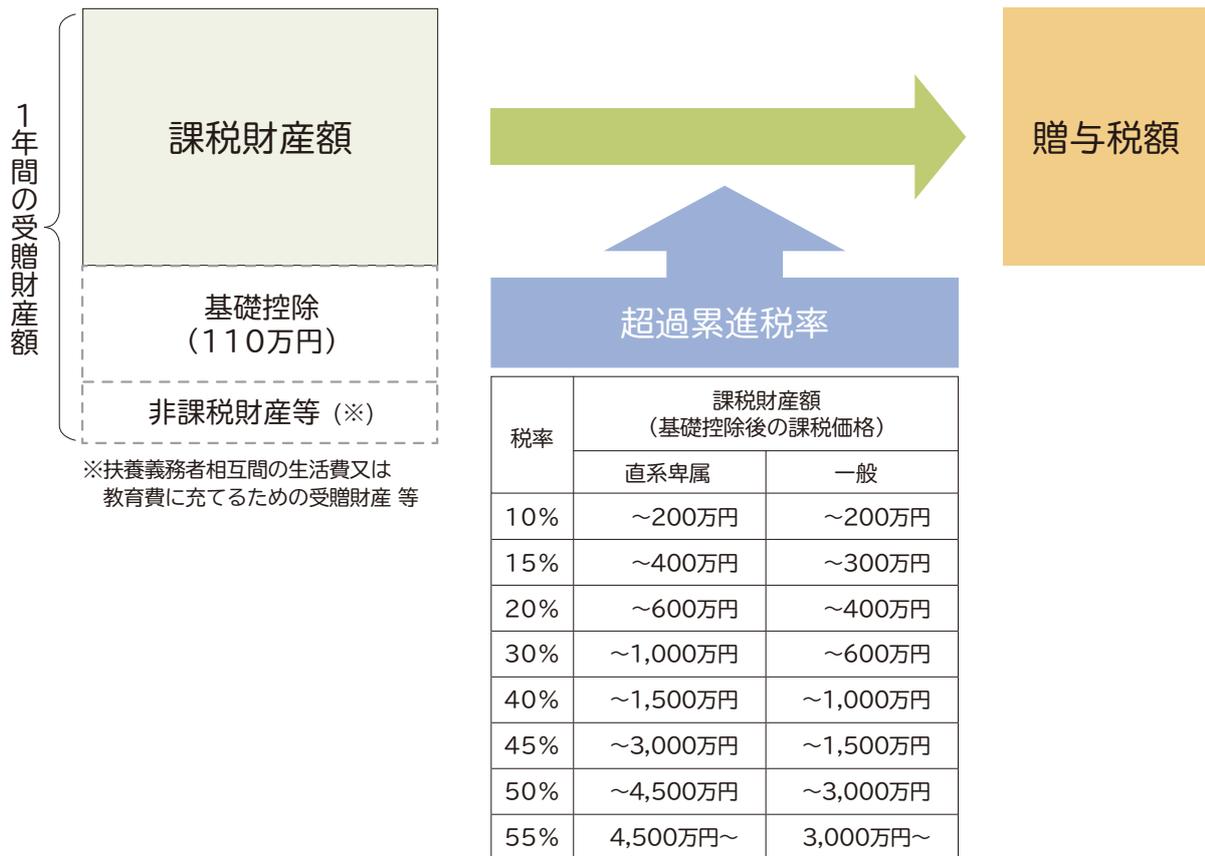


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和5年度以前は決算額、令和6年度は決算額(概数)、令和7年度は予算額)。  
 (注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

## 2 贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。

### 1. 暦年課税の仕組み



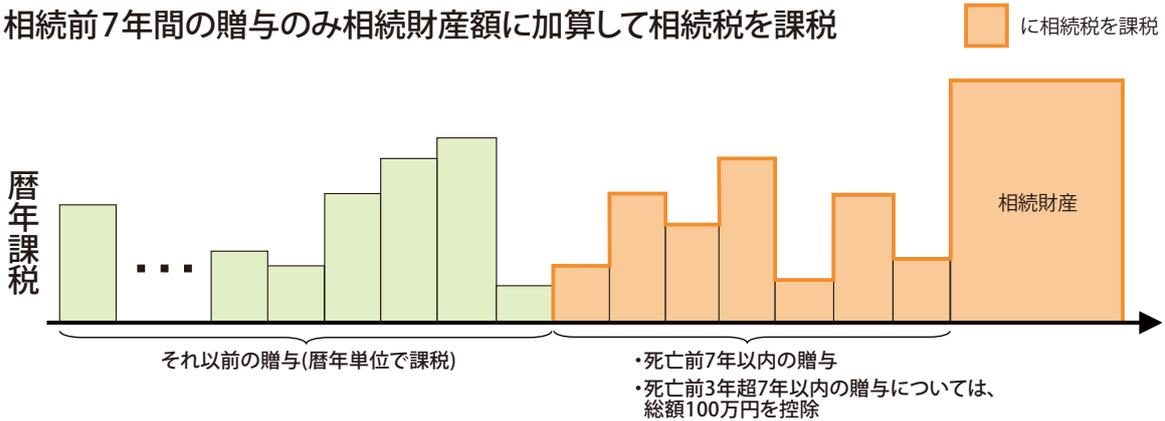
昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、**高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば**、その有効活用を通じて**経済社会の活性化に繋がる**といった点が期待されます。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

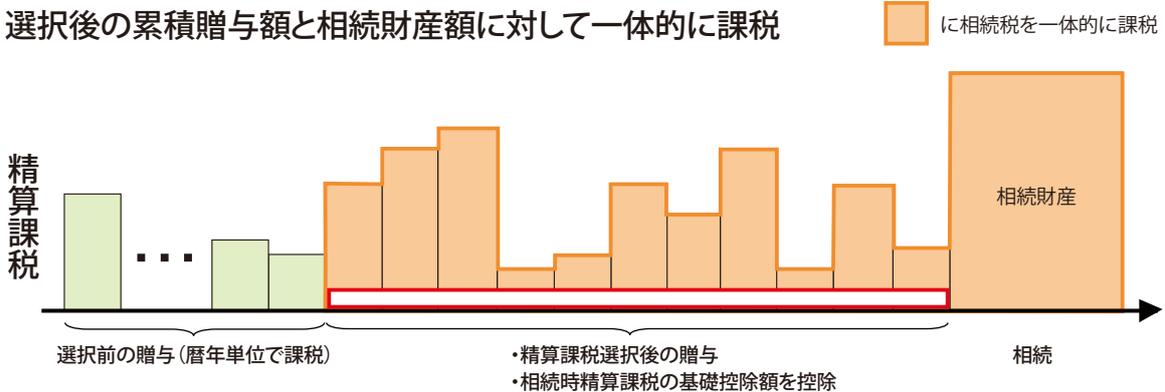
こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する相続時精算課税制度を導入しています(暦年課税との選択制)。

## 2. 暦年課税・相続時精算課税のイメージ

相続前7年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税



選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税



## 3. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	①基礎控除後の贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	(贈与額) 3,000万円 (基礎控除後の累積贈与額) 2,890万円 2,890万円 基礎控除: 110万円 非課税額 2,500万円 20%課税 納付税額 78万円	納付税額 1,036万円
相続時	基礎控除後の贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	相続額 1,500万円 基礎控除後の累積贈与額 2,890万円 4,390万円 < 基礎控除: 4,800万円 ・無税 ・贈与時の納付税額78万円は還付	無税
合計納税額			0円
			1,036万円

# 5. 「消費税」を知ろう

## 1 消費税について

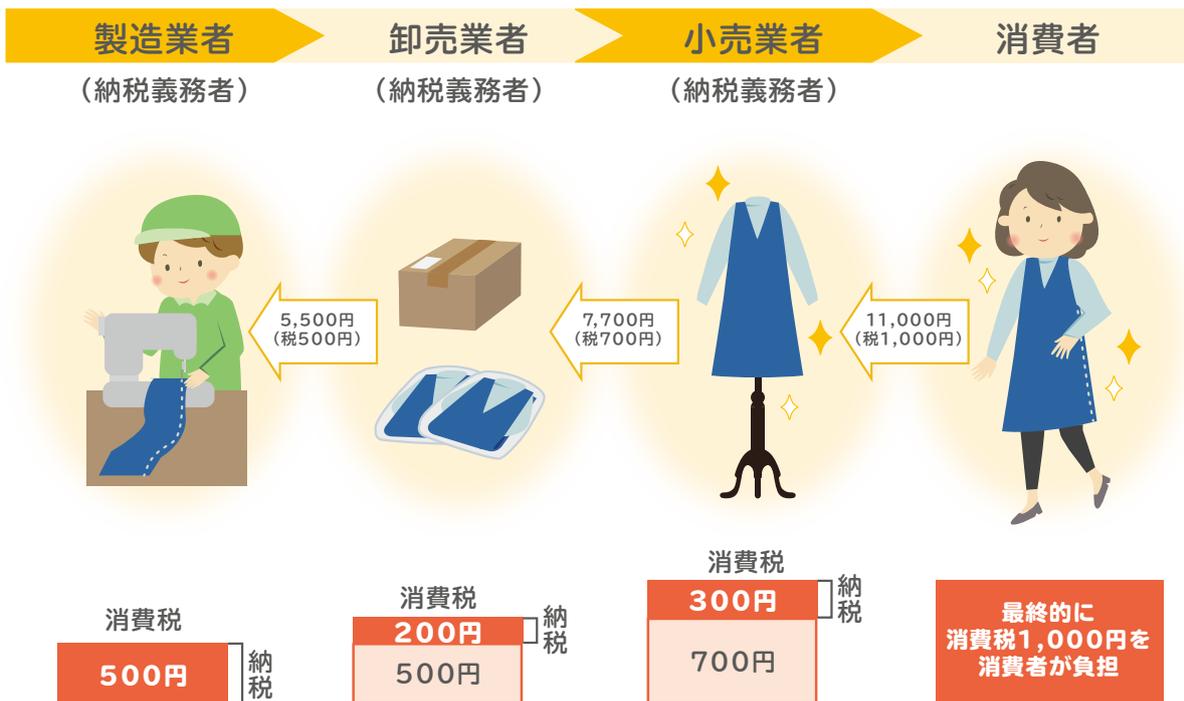
消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。（「**直接税**」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「**間接税**」と呼びます。）

※本章においては、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合わせて「消費税」と表記しています。

### 消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



※税率10%で計算

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8

## 2 消費税収の用途について

社会保障の財源は、基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金も充てています。また、急速な高齢化に伴い社会保障の費用は増え続け、借金に頼る分も増えており、将来世代に負担を先送りしている状況です。

私たちが受益する社会保障の負担をあらゆる世代で分かち合い、現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには、**安定的な財源の確保**が必要です。

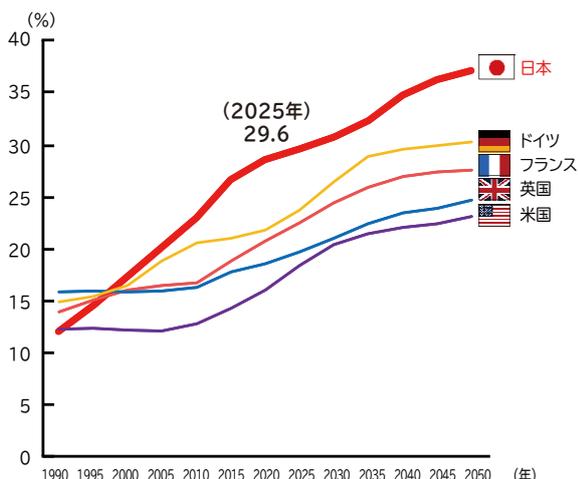
こうした背景の下、消費税率は、平成26年(2014年)4月に5%から8%、令和元年(2019年)10月に8%から10%に引き上げられました。

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障に充て、従来、高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代や現役世代のためにも使えるよう、「全世代型」の社会保障に転換しました。

※消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気の動向に左右されにくいことなどから、社会保障の安定財源に適しています。

### 日本の高齢化率

(高齢化率=総人口に占める65歳以上人口の割合)



1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 (年)  
(出所) 日本: 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、(出生中位・死亡中位仮定)  
諸外国: 国連「World Population Prospects 2024」

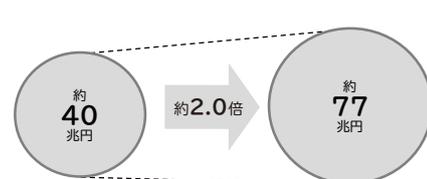
### 社会保障給付を賄う 税金や借金の増加

1990年度 2022年度



(参考) 保険料

1990年度 2022年度



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」

### 3 消費税の「軽減税率制度」について

消費税率10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、飲食料品（お酒・外食を除く）等の購入に係る税率については8%とする軽減税率制度を実施しています。

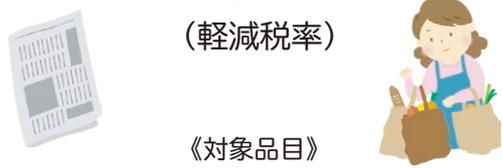
**10%**  
(標準税率)



**8%**  
(軽減税率)

《対象品目》

- 飲食料品（お酒・外食を除く）
- 新聞（定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの）



#### インボイス制度（適格請求書等保存方式）

軽減税率制度の実施により、消費税率が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率となったため、事業者が消費税の税額を正確に計算するために必要な仕組みとして、令和5年10月からインボイス制度が導入されました。

インボイスを発行する事業者に対して、請求書等に適用税率や税額を明記して交付することが義務付けられるため、売り手と買い手で適用税率などに誤りがないか確認できるようになります。

#### インボイス（適格請求書）のイメージ

請求書  
« 12月分 » ○年○月○日  
●● (株) 御中 (株) △△  
① 登録番号：T123456...

日付	品名	金額
11/1	魚 * ④	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円 消費税 11,200円	
②	8%対象 40,000円 消費税 3,200円	③
	10%対象 80,000円 消費税 8,000円	

④ \* 軽減税率対象

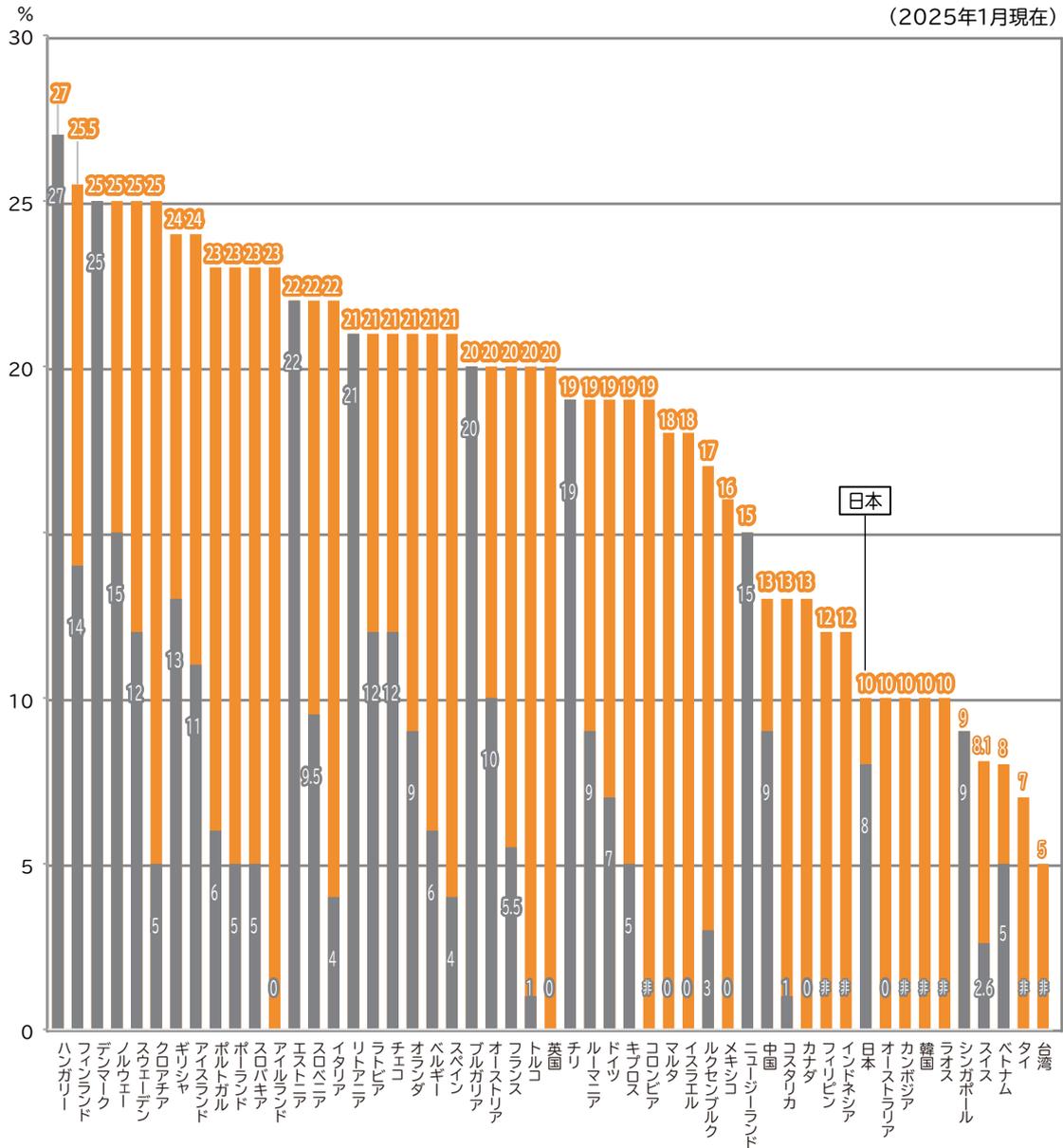
従来一般的な請求書（単一税率時）からの追加事項

- ① 登録番号
- ② 適用税率
- ③ 消費税額
- ④ 軽減対象品目である旨



# 諸外国等における付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の比較

(2025年1月現在)



- (注1) 上記は、原則的な取扱いを示したもので、代表的な品目に対する税率のみを記載しており、品目によっては税率が変わることに留意が必要。
  - (注2) 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品の種類によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
  - (注3) 日本については、10% (標準税率)のうち2.2%、8% (軽減税率)のうち1.76%は地方消費税 (地方税) である。
  - (注4) EC指令においては、標準税率は15%以上とすることが求められている。
  - (注5) イタリア、スペイン、ポルトガル、スロベニア、ギリシャについては2024年7月1日現在の情報。
  - (注6) カナダについては、①連邦税としての付加価値税のみ課されている州、②連邦付加価値税に加えて、州税としての小売上税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載 (連邦・州共通の付加価値税13% (うち州税8%))。
  - (注7) 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売上税が存在する場合がある (例: ニューヨーク市の場合 8.875%)。
- (出典) OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。

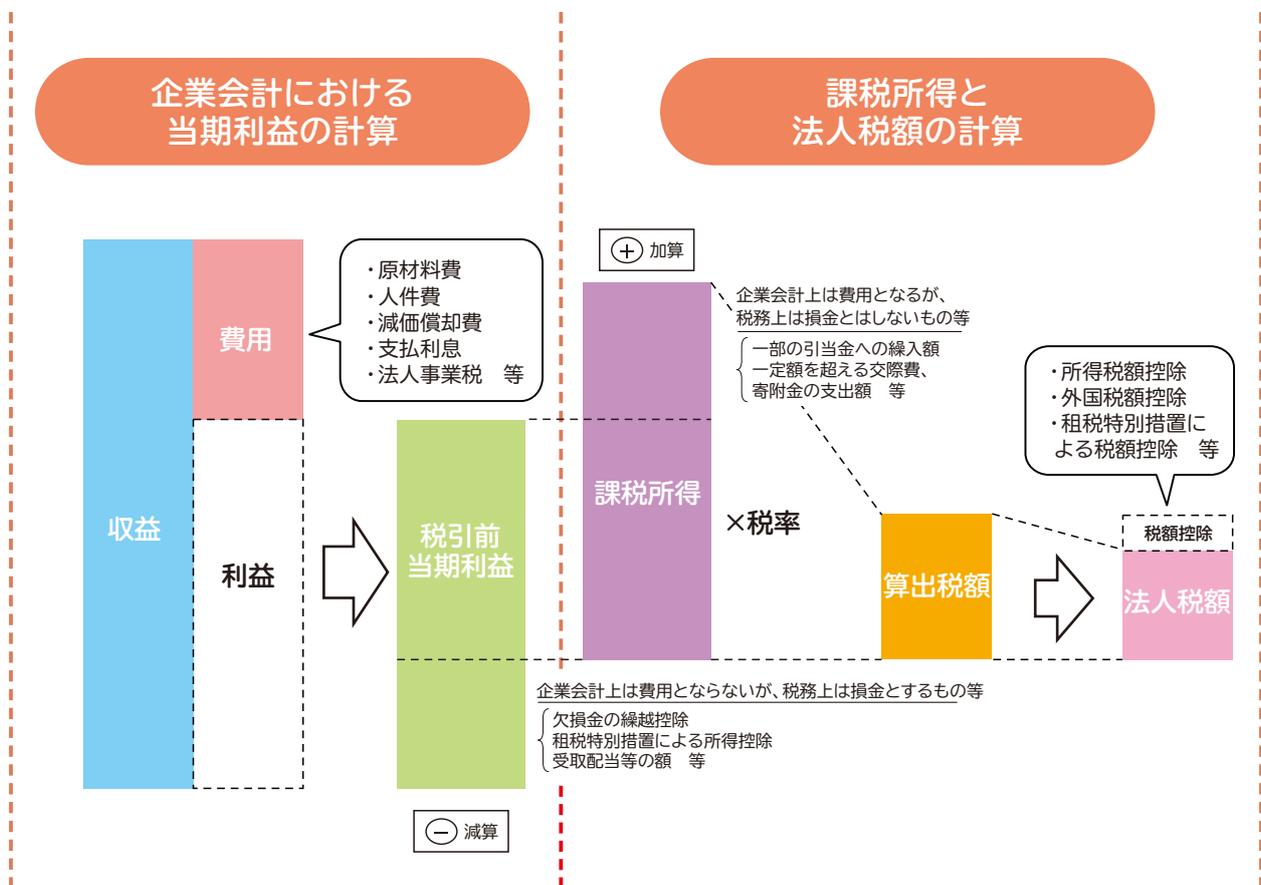


# 6. 「法人税」を知ろう

## 1 法人税について

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額となっています。益金の額とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などで、また、損金の額とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです。(実際は、下の図のように企業会計上の税引前当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算(税務調整)を行い、所得金額を算出します。)

法人税額は、そうして得られた所得金額に税率をかけて税額控除額を差し引くことで算出します。



1

2

3

4

5

6

7

8

## 2 法人税率について

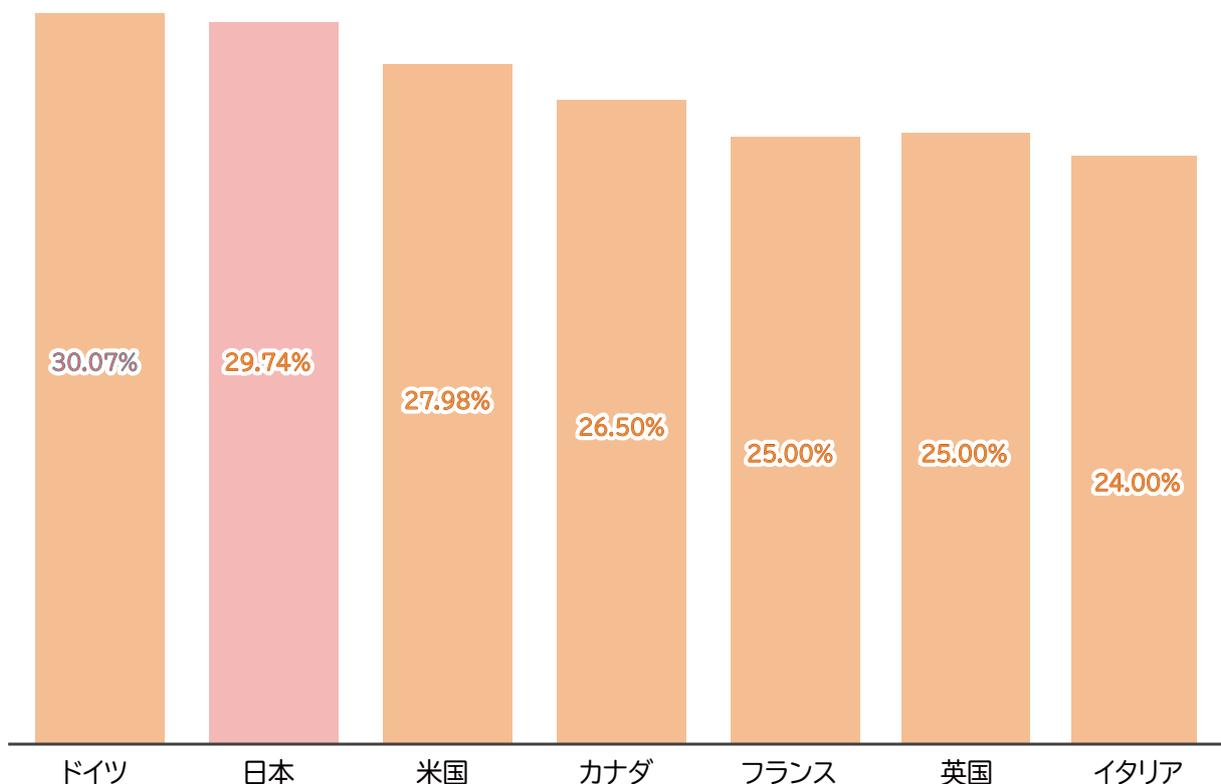
これまで法人税率は累次の見直しによって引き下げられてきました。

直近では、平成27・28年度税制改正において「課税ベースの拡大により財源を確保しながら、法人税率を引き下げる」という方針の下で改革が進められ、現在の国・地方を合わせた法人実効税率は目標としていた「20%台」を実現しました。

これらの改正における具体的な法人実効税率の推移は、37.00% → 32.11% (平成27年度) → 29.97% (平成28・29年度) → 29.74% (平成30年度～) となっています。

### 法人実効税率の国際比較

(2025年1月現在)



(注1) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。複数の税率が存在する国は最高税率。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均(2023年度)、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州における標準税率。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015年度・2016年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%(2014年度(改革前)) → 32.11%(2015年度)、29.97%(2016・2017年度) → 29.74%(2018年度～)となっている。

(注3) 日本において、2026年度以降、防衛特別法人税の課税対象となる法人に該当する場合の法人実効税率は30.64%となる(R7改正)。

(出典) 各国政府資料

# 7. 「国際課税」を知らう

## 1 国際課税制度について

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の国際課税制度は国際的な議論も踏まえて設計しています。

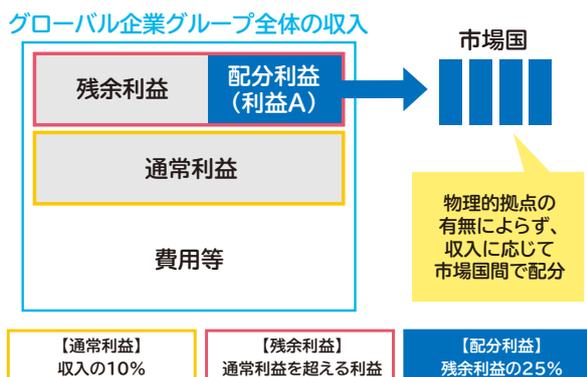
主な国際的取組みに、「**BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクト」があります。これは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加してOECDが中心となって進めたもので、平成27年(2015年)10月に主要国間で合意し、今や140以上の国・地域が参加する一大プロジェクトです。

最近の我が国の主な取組みとして、令和3年(2021年)10月にOECD・G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意された2本の柱のうち、第2の柱である「グローバル・ミニマム課税」の導入を行いました。第1の柱である「市場国への新たな課税権の配分」については、現在、多数国間条約の策定に向けた議論が行われています。

### 経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意の概要(2021年10月)

#### 第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)

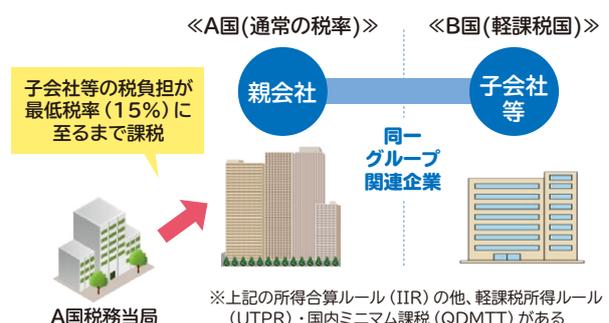
売上高200億ユーロ超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループを対象として、通常利益(収入の10%)を超える残余利益の25%を市場国に配分



#### 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業を対象として、一定の適用除外を除く所得について、各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み

#### 所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)



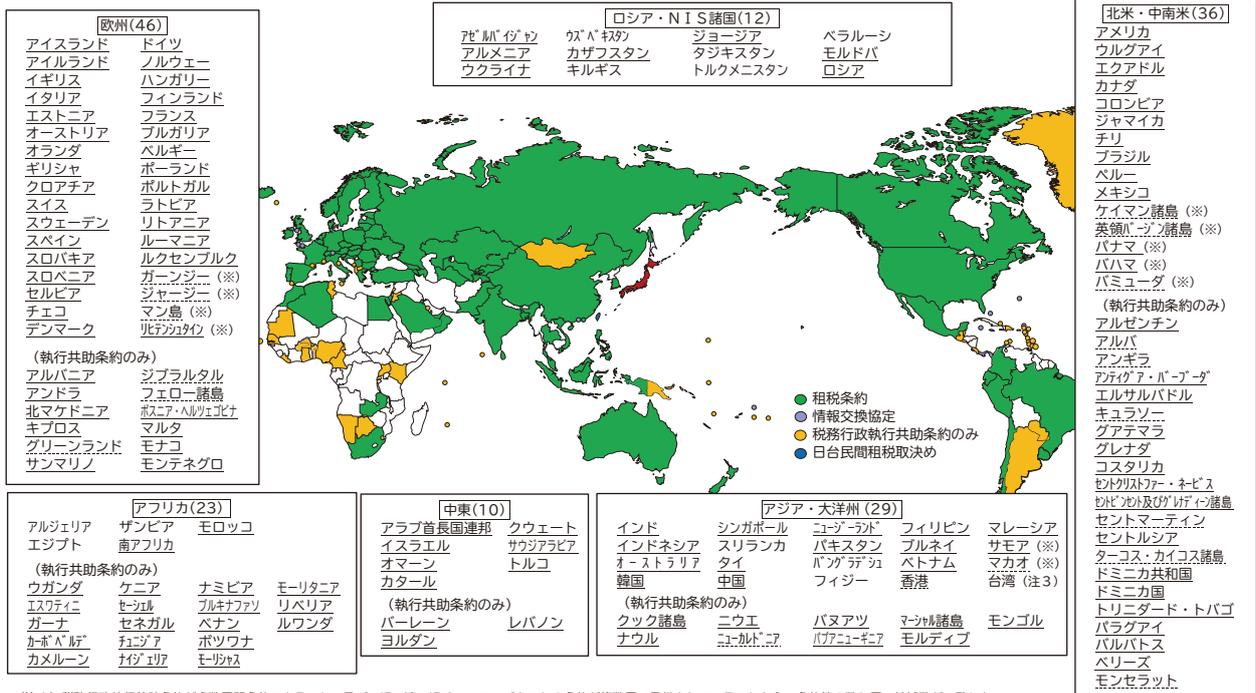
## 2 租税条約について

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

令和7年（2025年）7月1日時点で、日本は87の租税条約等を156か国・地域との間で適用しています。

### 日本の租税条約ネットワーク

《87条約等、156か国・地域適用／2025年7月1日現在》（注1）（注2）



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。  
 (注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。  
 ・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：74本、81か国・地域  
 ・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、(※)で表示）  
 ・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて126か国（図中、国名に下線）。適用拡張により144か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は63か国・地域。  
 ・日台民間租税取決め：1本、1地域  
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

# 8. これからの「税」を考えよう

政府税制調査会でとりまとめられた『わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－』（令和5年6月）には、これからの社会における税制のあるべき姿を考える際の「素材」が盛り込まれています。

## 経済社会の構造変化

税とは「社会共通の費用を賄うための会費」。公的サービスを提供するために必要で「十分」な財源を確保した上で、「公平・中立・簡素」に適う、多くの人から納得感を得られるような税制を構築するため、社会の様々な問題・課題をしっかりと把握し、将来生じ得る変化を見据え、目配りをしていくことが重要。

### 働き方やライフコースの多様化

- ・雇われない働き方の拡大などの働き方の多様化、ライフコースの多様化
- ・共働き世帯の増加や世帯構成の変化、外国人労働者などの増加

### 経済のグローバル化・デジタル化

- ・プラットフォームの台頭やWeb3.0等の技術による環境の変化、暗号資産の普及
- ・産業の新陳代謝促進、スタートアップ・エコシステム構築などが重要

### 格差を巡る状況の変化

- ・非正規雇用や貧困などの格差に加え、シングルマザーや孤独・孤立への対応も必要
- ・教育と格差の固定化なども踏まえ、税や社会保障による再分配が重要

### エネルギー・環境問題などの変化

- ・SDGs、気候変動問題への対応や環境対応自動車の促進が課題
- ・ロシアのウクライナ侵略により我が国のエネルギー問題が浮き彫りに

### 安全保障環境の変化

- ・経済安全保障確保の観点から、新たな企業戦略が必要
- ・経済力・財政基盤の強化も含めた国力としての防衛力の強化が課題

### 人口減少・少子高齢化

- ・人口減少・少子高齢化が進展する中、社会保障制度の持続可能性の確保が課題
- ・若者・子育て世代の所得向上など、こども・子育て政策の強化が必要

### 地域社会の変化

- ・社会保障サービスの提供など地方公共団体の対応課題は増加
- ・持続可能な地方税財政基盤の構築が必要

### 我が国財政の構造的な悪化

- ・財政はコロナ禍への対応としての財政出動により一段と深刻な状況
- ・将来世代へ負担を先送りせず、租税の財源調達機能を果たしていく必要

## 個別税目の現状と課題

### 個人所得課税

- (1) 働き方などの選択に中立的な税制の構築
  - ・公平かつ働き方に中立的な税制の検討
  - ・給与・退職一時金・年金給付間の税負担のバランスに留意
- (2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討
  - ・分離課税も含めた税負担率の分布状況の分析・必要な検討
  - ・所得控除のあり方の検討
- (3) 税制の信頼を高めるための取組み
  - ・納税者の利便性向上、公平性確保に向けた取組み

### 消費課税

- (1) 消費税
  - ・更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後も重要
- (2) 酒税・たばこ税
  - ・消費課税の基本的考え方に沿って負担のあり方の検討
- (3) 自動車・エネルギー関係諸税
  - ・電気自動車等の普及を念頭に置いた、自動車関係諸税の見直し

### 国際課税

- ・市場国への新たな課税権の配分やグローバル・ミニマム課税の実施
- ・租税条約ネットワークの質・量の更なる拡充、個人・法人の租税回避等への対処、税に関する情報交換の促進

### 資産課税等

- (1) 相続税・贈与税
  - ・課税方式のあり方や各種特例措置について、幅広い観点から議論・検討
- (2) 固定資産税等
  - ・土地に係る負担水準の均衡化の促進

### 法人課税

- (1) 法人税
  - ・「成長志向の法人税改革」は客観的・実証的な検証
- (2) 租税特別措置
  - ・必要性・有効性があるものに限り、期限を区切るのが原則
  - ・適切なデータを用いた効果検証を踏まえ、不断の見直し(EBPM)
- (3) 地方法人課税
  - ・外形標準課税のあり方等の検討

### 納税環境整備

- ・税務手続のデジタル化等の推進、暗号資産取引やプラットフォームを介した取引の法定調書や報告のあり方の検討
- ・税務調査への非協力等や第三者による不正加担、課税逃れといった税に対する公平感を大きく損なう行為への対応の検討



## 税制ホームページ

税制改正の内容、各種税制の資料（図解）などをご覧ください。  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html)

または  で



## 税制メールマガジン

税制の最新動向やユニークなコラムを配信しておりますので、ぜひご登録ください。  
(バックナンバーもご覧いただけます。)

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/mail\\_magazine/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm)



## 令和7年度税制改正のパンフレット・解説動画

令和7年度税制改正についてわかりやすく解説した  
パンフレット・動画をご覧ください。



パンフレット・動画



## 財務省主税局×うんこドリル

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。  
楽しみながら税金について学ぶことができます。



冊子・ゲーム



## 財務省主税局×QuizKnock

コラボ動画のテーマは「税トリビアでバズれ」。トリビアを通して、  
楽しみながら税金に関する知識を身につけられるような内容となっています。



## 学習まんが「税金のひみつ」

小学生向けの学習まんがです。  
全国の小学校、図書館等へ寄贈されています。  
電子版は無料で公開しています。



冊子



## 税の学習コーナー（国税庁ホームページ）

小・中・高校生向けの学習用教材などが掲載されております。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>

